

平成30年度第4回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成30年12月6日（木） 午後7時04分～午後8時46分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 野村明洋委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 佐々木真弓委員 荒井友香委員
鹿島洋子委員 佐々木いずみ委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
保育・幼稚園係長
施設給付係長
子ども政策担当主査
- (3) オブザーバー（コンサル） 株式会社総合企画

欠席者の氏名

白石京子委員 菅田弘之委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 幼児教育の無償化について
- 3 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について
- 4 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

本日は改めましてお忙しい中、ありがとうございます。本日は非常に寒い気候となっておりまして、お体のほういかがでしょうか。定刻を少し過ぎましたが、ただいま

より平成30年度の第4回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は〇〇委員、それから〇〇委員からご都合により欠席の旨、事務局より連絡をいただいております。また、〇〇委員に関しましてはまだ連絡いただいてませんが、おそらく出席されるということだと思います。以上のように、委員の半数以上の出席がされていまずので、本会議は成立いたしております。それでは、事務局より本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

・事務局

改めましてこんばんは。では、私のほうから本会議での議題内容等に関しましてご説明をさせていただきます。

お手元にご配付させていただきました次第のとおり、2「幼児教育の無償化について」、3「『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（国基準）の改正について」、4「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査について」、5「その他」でございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。それでは本会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますけれども、本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。本日、会議に対して傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、それを許可したいと思います。ご入場をお願いいたします。

傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付資料等の確認をお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料について確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料はございません。

続きまして、本日配付させていただきました資料は4点となります。

資料1「幼児教育の無償化について」、資料には資料3という記載もございますが、資料3というのは内閣府の資料番号で、東久留米市子ども・子育て会議の資料としては資料1というものです。内閣府子ども・子育て会議（平成30年10月9日）配付資料3-1、3-2です。

次に、資料2「『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（国基準）の改正について」というものです。

次に、資料3「平成30年度『東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査』調査結果の速報」です。

最後に、資料4「東久留米市子ども・子育て支援事業計画《平成29年度進捗状況 点検・評価結果》」です。

配付資料の確認につきましては以上です。

・会長

はい、ありがとうございます。事務局から資料等についてご説明がありました。資料は大きく4点ということですが、不足等はございませんでしょうか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

2 幼児教育の無償化について

・会長

それでは、早速ですから、次第2「幼児教育の無償化について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

・事務局

事務局の〇〇でございます。幼児教育無償化についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。内閣府の資料番号では右上に資料3、資料3-1、3-2となっている資料でございます。この資料は前回の当会議で配付した資料と、またニーズ調査でお配りしている資料と同じでございます。住民の方や事業者の方にわかりやすく説明するための資料で、内閣府等のホームページに公開されている資料でございます。当市のホームページからもこの資料が公開されている内閣府のホームページにリンクをするようにして、無償化にかかる情報提供を申し上げているところでございます。

実施内容の詳細については、現在も内閣府、厚生労働省、文科省の3府省を中心に検討中です。また、市町村の意見も聞きながら、3府省で幼児教育無償化に当たって必要な実務の検討を行い、事務フロー等を整理しているところであると伺っております。一部報道等が出ている内容については、これらの検討中の内容を報道しているものであります。現段階ではお渡ししている資料が情報提供できる範囲のものです。以上でございます。

・会長

何か追加はございますか。

・事務局

特にございません。

・会長

はい、ありがとうございました。平成30年10月9日に内閣府から配付されました「幼児教育の無償化について」という資料の写しでございます。こちらのほうにつきまして、何か皆さんからご意見ございますでしょうか。

2018年6月の15日に閣議決定されたのち、安倍内閣下において、当初より消費税の引き上げに伴う無償化の検討はされているところかと思えます。事務局のほうに逆にお尋ねしますが、こちらに資料を頂戴しましたが、例えば東京23区もしくは都内の自治体のところで、何か共通していることとかがございませうでしょうか。これ以上の情報はないという認識でよろしいでしょうか。お願いいたします。

・事務局

ただいまの各自治体の情報ですけれども、国におきましては今お手元にございます資料1というものが、これは幼稚園の入園の申請が始まるころに国から送られてきたものでございまして、幼児教育の無償化についての概要といったところでございます。これ以上の情報につきましては先ほど触れさせていただいたとおり、国において市町村の意見も聞きながらということですので、検討をしていくということでございます。今年の年末までぐらいを目途にさまざま詳細のところを各自治体にお知らせという形でいただくという情報もございまして、現時点におきましては各自治体の情報としてはこの資料にある中の情報が共通した内容であると、このように考えてございます。

・会長

はい、ありがとうございます。最新の情報だということなんですけれども、実際に幼稚園、保育所、認定こども園等に通う保護者にとってみては、無償化というものは非常に関心事だと思います。できるだけ早く、正確な情報をいただきたいというところではありますけれども、現場のサイドでは何かこのことについてご質問といいますか、情報提供などございますでしょうか。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

この資料の6ページに、3歳～5歳の「保育の必要性の認定事由に該当する子供」ということで、幼稚園の預かり保育も対象になるというわかりやすいイメージ図が載っていますが、保育の必要性の認定ということに関して、各市区町村の準備というのはいかなる感じになるのでしょうか。

・事務局

はい。ご意見ありがとうございます。各自治体ですね、この、国からいただいている情報をもとに、来年度以降の事務フローでありますとか、例えば手続きの関係も含めまして、非常に国の動向というものを気にかけているところではございます。詳細の決定事項というものが現在示されておられませんので、今ご質問にありましたこの認定事務といったものが、現在入園申請をいただいたものを準用されるのか、もしくは別の形での認定事務となるのかといったところも、国のほうで検討されている状況でございますので、そのあたりが決定次第、各自治体、その内容について精査をし、手続き等について定めていく、こういったことを今想定してございますので、これ以上のことはなかなか現時点では申し上げられないところで、申しわけないんですけれども、そのようにご理解を頂戴したいと思います。

・会長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

・委員

単純に考えれば、保育所入園のお子さんについては自動的に保育の必要性の認定をこの

時期にされているんですが、今まで保育の必要性の認定が対象外だった幼稚園の預かり保育の子どもも関係があるとなると、事務手続き上、各市区町村の役所は大きな事務量を抱えるということなので、わかり次第教えていただきたいのと、ちょっと今、〇〇委員のほうとお話をしている、国のほうが各都道府県、市区町村に今回の無償化を進めていくに当たり、非常に財政的な負担が大きくなり、質の低下とかいろんなことが懸念されているというのが報道されているということなんですが、この件については皆さんなかなかわかりにくいと思いますが、私も、国は保育所の保育料、非常に一番高い所得階層の方は101,000円、3・4・5歳、0・1・2は104,000円の保育料設定をされていて、それが全額無償化になる。ところが、それだけを徴収している市区町村はありませんので、東久留米は確か一番上の階層の方は3・4・5は40,900円だったはずになります。つまり、差額は各市区町村が税金を投入して肩代わりをしているお金ということになり、そこら辺、すぐ計算はお出になると思うんですね。で、今度はその全額無償化となると、持ち出し割合っていうのが未だ決まっていないと、私立幼稚園の団体には国の担当者の方はお答えになりましたが、単純に考えて、子ども・子育て支援新制度のやり方からすると、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1、いろんな意味でとくに計算はされていると思うんですが、そこら辺のところも報道されているように、非常に無償化をすることで市税のほうはバランスがどうなるんでしょうかというのは計算しようがないので、私たちは、お伺いしたい大きな部分なんです。東久留米の保育所の保育料は、一番高額の方はいくらになっているかご存じですよ。課長さんとか係長さんとか、今募集要項をお出しになっているはずなので、はい。

・事務局

まず、現在の市内の保育施設等を利用されている方の利用者負担額というご質問でよろしいでしょうか。例えば、この子ども・子育て会議におきましても、30年の1月19日のこの子ども・子育て会議の資料にてご提示させていただいた階層区分といったものがございます。その中では、例えば3歳以上の標準時間の方でございますとすれば40,900円、3歳未満の方であれば55,400円といった月額保育料がございます。こういったところが現在の…。

・委員

国の設定しているその階層の保育料がいくらかご存じだと思います。当然、ホームページに出ておりますので。

・事務局

国の基準というものがございますので、そちらにつきましては、例えば教育標準時間認定のお子様は第1号認定と言われている部分と、あと保育認定区分が2号認定…。

・委員

2号の金額。

・事務局

…ということがございます。2号認定のお子様の金額ということであれば、保育標準時間におきまして、現在101,000円というのが上限の保育料の金額ということになります。

・委員

はい。その101,000円と40,900円におきた差額については各市区町村の税金で肩代わりをしているというふうになるので、国が平成27年に子ども・子育て支援新制度が始まった段階でいろいろ研修会に出ると、それだけ集めていると国の担当者の方は思っているんですが、実際は各市区町村で肩代わりをしている。なので、私がさっきから言ったのは、そういう各階層でどれだけ肩代わりをしていて、その金額が今の東久留米市の2号児の人数でいろいろ計算すぐできるはずなので、そこで肩代わりをしている金額と、それから101,000円を代表とする国が設定した利用料の4分の1を市が、無償化ということなのでね、保護者からは集められないので、そこら辺をやっぱり精査するのがいろんな意味で、予算も立てなきゃならないのでしょうし、大きな問題ではないかと思えます。なので、質の低下というか、計算したことないので大変恐縮なんですけど、私立幼稚園連合会では意外にトントンなんじゃないかと。今まで肩代わりした分がなくなるので、各市区町村が、4分の1を持ちなさいと言われても、ちょうど同じぐらいの金額なんじゃないかなというのを、やっぱり報道関係者は理解できないので、ああいう報道がされてるのかなと思うので。一応お伝えしたくなりましたので、よろしくお願いします。

・会長

はい。貴重な意見をありがとうございました。それではせっかくですので、副会長のほうからも、保育者の立場から何か。

・副会長

〇〇委員さんからも、一番厳しい部分に関してのご指摘をいただきまして。某自治体においては、幼児教育・保育の無償化において、非常に潜在的なニーズを掘り起こしてしまったことによって、保育、特に保育の場合において、必要なかどうなのかというところの部分において、保育園に入れないというような、要するに待機児童が大きくふくれあがってしまったという自治体の問題がかつてございましたので、やはり無償化においてですね、引き起こされるニーズということの部分に関しても、ある程度時間をかけて少しリサーチ、もうされているんだとは思いますが、少し数値等の予測もしておかれることも必要なのかなというところもありますし、あと、無償化のことに関して、これがいいのか悪いのかっていうのはちょっと言及は避けませんが、ただ保育園の事業者として言わせていただければ、とにかく無償化ももちろん大事なんですけど、かつて申し上げましたけれども、やはりいわゆる保育の、幼児教育の質の向上というところにおいてはまだ手つかずの部分が多いわけで、無償化に回す、いわゆる血税に関してですね、幼児教育・保育の質的向上、保育の場合ですと、保育士が今本当に足りないという状況がありまして、実際に保育士資格を持っている方のほとんどの方が潜在保育士になっているという状況等も、ヒヤリングしますと理由のひとつはやっぱり処遇面というところも出てきてお

ります。今、いろんな処遇改善ということに関しては、ここ数年、以前よりは多少なりとも改善の方向にきておりますけれども、やはり内容の部分ですね、内容の部分と実際保育に当たっていく人的な資質向上というところを考えた場合に、果たしてこの無償化に投入される血税が本当に果たしてどうなのかと。もっと先にやるべきことがあるのではないのかというようなところも含めて、ちょっと疑問に思うところがあります。

・会長

はい。ありがとうございます。先ほど〇〇委員のお名前が出ましたけど、いかがですか、一言何か。ご発言されませんか。

・委員

私もそう思います。やはり、保育の質の向上とかに、研修とかいろいろかかるところにかけていただきたい。親は、保育料はやっぱりしっかり払って、みていただきたいなと思います。

・会長

はい。貴重な意見、ありがとうございます。ほかに何か、ご意見、ご感想でも結構です。どうぞ。

・委員

先ほど運営費の件について出ていたんですが、公立保育園は全て自治体が負担みたいな報道もされていると思うんですが、そのあたりはどうなっているのかなというふうにお聞きしたいなと思っています。

・会長

では、事務局、お願いします。

・事務局

まず、〇〇委員から財源のお話をいただいて、今、〇〇委員に関しましても、公立保育園が自治体の負担ということがございますけれども、国のほうで財源もあわせて検討している状況でございますので、今の時点で確定的なお話というのはなかなか、事務局のほうからすることが難しい状況でございます。ただ、考え方としましては、これまでの国、東京都や市町村の財源の負担でありますとか、保育料、いわゆる利用者負担のあり方、また、公立保育園の運営にかかる財源の状況というものが継続するといった前提の中におきましては、さまざま今ご意見いただいた内容が、その負担割合については、例えば公立保育園につきましてはこれまでも一般財源化されているという中で、それが継続されるということにおきましては、保育料の不足分が無償化になるに当たっては自治体の負担というものがふえていく傾向にあるというのは報道等では言われているところでございます。以上でございます。

・委員

実際に決まってくるのはこの年度末、年末。

・事務局

これも報道等でございますけれども、国のほうにおきましては、国の予算編成というものがございまして、それがだいたい年末くらいを目途に詳細が決まってくる、それが手続きを含めて各自治体のほうに詳細が示されるといった状況だと今のところは考えてございます。

・会長

はい、ありがとうございます。大変大きな関心事でございますので、新聞等々、報道で先にマスコミを通じていろんな先入観であるとか、こうあるべきだとかべき論であるとか、こうあってほしいということが先行しますけれども、国としましては12月の末の予算のところでは予算組みを含めて行い、東久留米としては、このあとの議題にもありますけれども、基本的には国の施策に準拠する形で施策等々の議論が進められているところかというふうに思います。ただ、先ほど〇〇委員や副会長のほうからもお話がありましたように、専門的な知見から、こういった制度をそのまま鵜呑みにするのではなくて、やはりこの会議としても、これって本当にどうなのかというご意見の場ということでは非常に重要ではないかなというふうに思います。ただしながら、ここは決定機関ではありませんので、皆さんの意見を聴取して、また市の運営等に反映していただければなというふうに思います。

・事務局

2点補足させていただきます。国の動向とか情報につきましては、私どものほうも遅れがないように情報に注視しているところでございますが、そういった内容につきましては、この子ども・子育て会議の委員の方々にも速やかに情報提供をさせていただきたいと考えてございます。

・会長

ありがとうございます。

3 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正について

・会長

それでは、次にまいりたいと思いますが、次第の3「『家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準』（国基準）の改正について」について移りたいと思います。事務局、お願いいたします。次第3の資料2ですね。

・事務局

事務局の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから資料2のご説明をさせていただきたいと思います。「家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準」（国基準）の改正についてということでございます。

1番、改正理由でございますけれども、平成30年4月27日付けで、国の基準に「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」というものがございまして、こちらの改正が行われました。そのため、条項が準拠している当市の条例、「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についても改正したいと考えております。

2番、改正内容について大きく裏面も含めまして3点ございます。1点目は「連携施設による代替保育」というものでございます。右のほう、移っていただきまして、従来の基準、もうひとつ右に進んで、改正後はこうなりますよという基準、その右が改正後の基準の適用対象となる事業種別と書いてございまして、その隣にどんな性質の基準なのかということが書いてございます。従来の基準ですけれども、代替保育の提供元は、これまでは幼稚園、保育所または認定こども園に限定しておりました。それが、改正後については、こういった施設に加えて、小規模保育事業A型、もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業といったものからの代替保育の提供を受けられることとした改正となります。適用する事業種別でございますけれども、家庭的保育事業、小規模保育事業、当市の場合ございませんけれども事業所内保育事業ということでございます。こちらのほうは従うべき基準ということでございます。

2点目です。「食事の提供の特例（搬入施設）」についてでございます。これまで園児に提供する食事については自園調理が原則でございましたけれども、これまでも以下からの外部搬入、施設からの搬入も、給食の搬入が可能となってございました。それが、①として連携施設、②として当該家庭的保育事業者等と同一法人が運営する他施設、この2点から給食外部搬入することが可能でございました。改正後は、これらのほかに、調理業務の受託実績がある給食業者からの外部搬入も認めるということになりまして、これは適用対象が家庭的保育事業となってございます。こちらも、従うべき基準でございます。

裏面をご覧いただきたいんですけれども、3点目の改正でございます。「食事の提供の特例」ということで、経過措置に関する項目でございます。従来の基準は、新制度施行日の前日時点で保育事業を営んでいた者が、制度施行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合に、施行日から起算して5年を経過するまでの間は、下の経過措置が適用されています。1つ目が自園調理以外による食事の提供（給食業者等からの外部搬入）が可、もう1つが調理設備を設置しなくても可、調理員を配置しなくても可というようなことでございました。こういった経過措置が5年あったんですけれども、この改正後は10年間へ延長するというようなことに国の基準が改正されて、当市の条例もそういったことで改正しようと考えてございます。これも対象の事業種別は家庭的保育事業でございまして、基準の性質は従うべき基準ということでございます。

・事務局

補足をさせていただきます。現在、市内に家庭的保育施設は6施設ございます。また、小規模保育施設というのが10施設ございますけれども、全ての施設において、食事の提供については自園調理を行っているという状況でございます。また、連携施設につきましては、家庭的保育事業等は6施設全ての事業所、小規模保育施設につきましては半分の5施

設が、私立保育園でありますとか、幼稚園との連携を結んでいることが確認できているところでございます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。まず整理でございますが、国からの基準が変わりまして、改正されました。それに従いまして、東久留米としても準拠いたしますということがまず大きなところかと思えます。

それから大きな3つの項目ですけれども、まずは特に家庭的保育事業等に関しましても全て自園調理等を行っているということで、改定前、改定後におきましても、こと東久留米に関しましては特に影響を与えないということの理解でよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

現在、家庭的施設保育事業で食事の提供、自園調理ということでしたが、今後、例えばこの家庭的保育事業施設がふえた場合、そうではない可能性も出てくるっていうことになるんですかね。

・事務局

この国基準の改正内容につきましては、まず家庭的保育事業につきまして、経過措置期間が10年間に延長されるということで、今まで5年だったものがさらに5年間伸びます。その間につきまして、食事の提供については、この外部からの搬入のところについて対象事業者が拡大をされるということでございます。この国基準の考え方からしますれば、それは可能となるということでございますけれども、現時点において新たな施設というものについて計画があるわけではございません。こうした中、事業者のお手続きとしましては、現在もこの市内での各施設の状況を説明する中で、この基準にあわせて選択をしていただくということになるものでございます。

・会長

ほかによろしいですか。先ほど、今その件でいうと、事務局のほうから、じゃあもし〇〇委員の意見のように、例えばふえた場合に、どういう形で仮にですけど、外部搬入の部分とかそういったものというのは賄えるという認識でよろしいでしょうか。

・委員

こういう基準に、まあ緩くなったから、新しいところはそれでやりたいと言ったらそうせざるを得ないと、条例を変えるわけですね。

・事務局

この国基準につきまして改正がされ、そこにつきましては従来の当市の条例におきましても、国基準というものに準拠した条例について、以前より当市の条例として設定をさせていただいてございます。そして、また今回の国の改正が従うべき基準という中では、そ

この基準に対して新たな事業者がもしあれば、その基準に照らし合わせて申請手続きをいたしますけれども、当市としましては現在の各施設の状況といったものをご説明する中で対応をしていくというものでございます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

今の事務局の説明についてはよくわかったんですが、私が聞いている限りですが、ご質問の趣旨っていうのは、仮定の話をしたいわけではなくて、その仮定が現実になったときのために、あらかじめ市として、これまで国基準に則ってやってきたことはよくわかっているんだけど、想定される未来に向けてきちんと市としての見解を持っていたほうが良いのではないですかといった、そういったご発言だったんじゃないかと思っています。もちろん市の状況を説明する中で、「なるべく自園調理でどうですか」という話は、万が一あった場合、されるといったそういった説明だとは思っているんだけど、「いえうちは搬入でやります。手続きも適切に行います」と言われた場合は受け入れなきゃいけないわけで、だったらこの部分だけは市として見解を持っていたほうが、そもそもそのような折衝は不要になるんじゃないですかという、そういったご意見に聞こえたんですね。私自身はこの件については十分な見解を持っていないので、ちょっとやりとりがかみ合っていないように思えましたので発言をさせていただきました。

・会長

貴重な意見、ありがとうございます。何かこのご意見に対して、事務局のほうでいかがでしょうか。

・事務局

今回のこの子ども・子育て会議におきまして、国基準が改正されたことについてはご説明をさせていただき、当市としてのこれまでの考え方等につきましては国基準に準拠しておりましたという背景があります。この条例につきましてはそうした基本的な考え方と、国基準については従うべき基準であるという中で、それに準拠した対応を手続きとして図っていきたいと考えております。ご質問にありました、事業者から今後申請があったときにつきましては、行政としましても、市内の状況でありますとか、今後の経過措置のお話であることを丁寧にご説明する中で、対応を図っていきたいということですので、この市としての考え方というのは、これまでの条例の考え方に沿って、国基準に沿った対応をしている、それを継続していきたいというところでご理解を賜りたいと考えてございます。

・副会長

保育のほうに携わっている者として一言なんですけれども、他市におきまして、この件とは違いますけれども、児童福祉施設の最低基準というのがありまして、その最低基準に対してはあくまで最低の基準であって、心ある事業所は最低基準にある程度上乗せをして

人的配置や設備投資というものをしているわけですが、ある市で起きたことは、ある事業者が最低基準を守ればそれでいいということで、本当に最低の最低の施設を作ったという事実がございまして、そのことによって、かなり前になりますけれども、非常にその市で大きな問題になったことがございます。ですので、国の基準はご存じのように、我々からすれば本当に50年も60年も前にできた基準が、さらに基準が緩くなっていくことによって、子どもたちが置かれている環境としては決してよろしくない環境に置かれている状況というのがございますので、おっしゃるように国の基準というのはもちろんそれに則ってということもございまして、これまでのように、それに東京都は東京都の基準をのせ、市区町村は市区町村の基準をのせてというところで、できるだけ国が定めた最低の基準をより良いものにしていくという努力を皆様されてこられたわけですので、ぜひとも今回のこういった改正に伴っても、以前私立園長会の場合でも、東久留米方式というものがあったとしてもいいんじゃないかというようなことを申し上げたこともあったかと思うんですけども、ぜひそういった意味におきましても、この国基準の改正のこの部分に寄るといよりは、それ以上の基準というところでぜひやっていただけないものかというところも希望として述べさせていただきます。

・会長

はい、ありがとうございます。皆さんの意見をまとめますと、東久留米市としてはこれまで国基準に準拠してきたのは重々承知しているという上で、1個前の次第もそうですけれども、先を見越して、やはり見通しであるとか、ご提案、準備ということですかね。そういったことをしっかりと事務局のほうで推測、推定等々、調査等々していただいて、ご準備いただきたいという思いじゃないかなというふうに思っております。

ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。また、ありましたら後ほど頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

4 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査について

・会長

それでは、次に次第の4「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査について」です。事務局お願いいたします。

・事務局

「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」の速報が出ております。お配りさせていただいている資料3「平成30年度『東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査』調査結果の速報」をお手元にご用意ください。そちらの内容について、コンサルにお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

・コンサル

10月より実施をいたしました、「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」につきまして進捗状況を説明させていただきます。配付資料3のほうご覧ください。こちらの平成

30年度「東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査」調査結果の速報ということです。

まず、1. 調査対象。今回は2つの調査をやっております、①就学前児童調査、こちらは市内に居住する0歳から就学前の子どもを持つ保護者、そのうちの2,000人を抽出して調査をしております。②就学児童（小学校2年生）の調査、市立小学校2年生の子どもを持つ保護者、929人。こちらは悉皆となっております。

2. 調査方法。①の就学前児童調査のほうですが、こちらは郵送によるアンケート調査。②の就学児童調査のほうは学校配付・学校回収によるアンケート調査を行っております。

3. 調査期間。①の就学前児童調査ですが、平成30年10月19日に発送しまして、11月9日が締切となっております。②就学児童（小学校2年生）の調査ですが、こちらは平成30年10月19日配付をして、11月5日が締切となっております。

4番目の回収状況ですが、就学前児童調査のほう配付数2,000通で、有効回収数が1,074、有効回収率は53.7%となっています。就学児童調査のほうは配付数が929通で、有効回収数が649、有効回収率は69.9%となっております。

調査の実施は以上のようになっております、その後回収したアンケートを入力、集計し、先月末のところで結果の速報をお出ししております。

次の5. 調査結果のポイントというところで、速報の内容についてかいつまんでご説明をしております。

まず、こちらは特に注記がない場合は未就学児の結果となっております。

①子どもをみてもらえる親族・知人。日常的に見てもらえる親族・知人、緊急時もしくは用事の際に見てもらえる親族・知人のいずれもないと回答した人が17.3%。

②母親の就労状況。こちら未就学児のほう「フルタイム」が28.0%、「フルタイムで産休・育休・介護休業中」が8.6%、小学2年生の調査のほう「フルタイム」が23.9%、「フルタイムで産休・育休・介護休業中」が1.8%となっております。

③父親の就労状況。未就学児調査のほう「フルタイム」が95.6%、小学2年生のほう「フルタイム」が93.1%となっております。

④定期的な教育・保育の利用状況。こちら「利用している」が77.2%となっております。

裏のほうにいきまして、⑤利用している教育・保育事業。「認可保育所」が37.4%。これは「利用している」人のうちの48.5%となります。「幼稚園」が27.2%（同じく35.2%となります。「幼稚園の預かり保育」のほう6.9%（同じく8.9%）となります。

⑥利用したい教育・保育事業。「幼稚園」が53.9%、「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が33.5%、「認定こども園」が22.7%となっております。

⑦無償化が拡大した場合の利用したい教育・保育事業。「幼稚園」が57.1%、「認可保育所」が50.8%、「幼稚園の預かり保育」が43.6%、「認定こども園」が25.2%となっております。

⑧利用している地域子育て支援拠点事業ということで、「利用している」が10.2%、「その他の類似の事業」を利用しているが24.4%です。

⑨地域子育て支援拠点事業の利用意向ですが、「今後利用したい」が25.4%、「利用日数を増やしたい」は13.1%となっております。

⑩土曜の教育・保育事業の利用意向。「利用する必要はない」が56.6%、「月に1～2回は利用したい」が32.0%となっております。

⑪日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向ですが、「利用する必要はない」が75.8%、「月に1～2回は利用したい」が20.6%となっております。

⑫幼稚園利用者の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向。「利用する必要はない」が26.4%、「週に数回利用したい」が55.5%です。

⑬病児・病後児のための保育施設等の利用意向。未就学児、その中でも平日の教育・保育を利用して、かつこの1年間に「父親が仕事を休んだ」または「母親が仕事を休んだ」に該当する者のうち、「利用したい」が36.8%、「利用したいと思わない」が62.0%です。小学2年生のほう、同じくこの1年間に「父親が仕事を休んだ」または「母親が仕事を休んだ」の該当者のうちの「利用したい」が12.8%、「利用したいと思わない」が85.0%です。

⑭小学校の放課後の過ごし方の希望ですが、未就学児（来年から小学校に就学する児童の保護者）ですが、小学校低学年のうち「学童保育」が53.4%、「習い事」が50.8%、「自宅」が47.7%。小学校高学年になってからは、「習い事」が73.1%、「自宅」が66.3%、「その他」が37.8%です。小学2年生の調査のほうでは、小学校低学年までは「習い事」が54.9%、「自宅」が49.6%、「その他」が40.8%。高学年になってからは「習い事」が74.6%、「自宅」が60.7%、「その他」が49.2%となっております。

⑮母親の育児休暇の取得状況。「取得した（取得中である）」が41.2%、「取得していない」が55.5%となっております。

⑯父親の育児休暇の取得状況。「取得した（取得中である）」が4.5%、「取得していない」が90.1%となっております。

最後に、⑰市における子育て支援の満足度。満足度を1～5で尋ねた平均値になりますが、未就学児の調査のほうが2.7、小学校2年生のほうが2.5となっております。

現時点での状況は以上ようになっておりまして、今後は項目ごとのクロス集計やグラフ作成などしつつ、国が示しているガイドラインに基づいて教育・保育の量の見込みを算出していくといった作業を行い、最終的に報告書としてお出しするという予定となっております。こちらからの報告は以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございました。この次第のほうから〇〇委員が参加していただきましたので、一緒に議論に入っていただければと思います。

すみません、皆さんから意見を聞く前に、私のほうからコンサルの方にひとつお願いですけれども、今、長く全てを読んでもらいましたが、それは見ればわかる資料ですので、これをまたやられると時間が非常にもったいないというふうに思っております。調査会社にお金を出して調査を依頼している以上、やはり速報値であっても結果に対する考察というものを少し述べていただかないと、これだけ渡されてずっと①から⑰まで読み続けられて、大変厳しい言い方をさせていただきますけれども、ちょっとそれはどうかというふうに思っております。例えば、①から⑰の中でこのあたりがポイントで非常に高い数値が出ているとかですね、ただそれはまだ速報値ですので確定はできませんけれどもというように、ぜひ次回の調査の結果報告をされる際にはお願いをしたいなというふうに思っています。むしろそちらのほうの考察のほう、プロの方の視点から数値を読み込ん

でいただいて、我々現場のほうからすると、おそらく数値には表れないところの背景がありますよねっていう議論があって、この会議が成立するのではないかなというふうに思っておりますので、次回のときにもしよろしければそういうような配慮をいただければというふうに思っております。

それから、事務局のほうに逆にお尋ねしますが、これは5年前にも同じ調査をしています。こういった調査に関しましては、経年調査というものが非常に重要になると思うんですけども、今もしお手元に比較できるような5年前の数値等々がございましたら、お示しいただければというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

・事務局

まず、5年前のことにつきましては、以前この会議でも資料としてお出ししているものがあるかと思っておりますので、そのあたりについて至急写し等を準備し、委員の方にご配付できればと思っております。また、今の資料3につきましてはの考察というところで、事務局のほうでもいろいろ業者とは調整をさせていただきながらこの資料を作成させていただきました。今の会長のご意見、次回以降の参考にさせていただいて、事業者との調整を我々も資料作成等についてご説明も含めて努力させていただきたいと思っております。

今、資料のほうをご用意しますので、少々お待ちいただければと思っております。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

速報ということであったとしても、就学前児童は0から5ということになると、例えばの話、調査結果のポイントの④定期的な教育・保育の利用状況だけを利用している77.2%と書かれても、残りの22...その部分について、年齢的なものが書かれていないと、この数字を見てもわかりづらいような気がするんですが、いかがなものでしょうか。速報だから致し方がないとは思いますが。

・会長

おそらく今、ご質問を、このあとからまたいくつか出るとは思うんですけど、たぶんすぐにはお答え、手元にはないんですよ。なので、答えられる範囲で結構ですし、そういう意見を逆にいただいて、次のときにうまく役立てていただきたいなというふうに思っているんで、無理に違う情報を与えるよりは、まだそこは今手元にないのでわかりませんということ結構ですので、その上で何かご発言よろしいでしょうか。

・コンサル

今回お出ししたのは速報ということで、まだ入力が終わって集計をしたばかりの状態、数値のほう全体の数値しか出ておりません。先ほども申しましたように、これから年齢ごとのクロス集計などをやっていく状況ですので、今の段階ではまだ全体の数字しか出ていないということでご了承いただければと思っております。

・会長

それを前提といたしまして、皆様のほうから、例えばこの数値、こういったところがもしかしたらこの背景にあるんじゃないかなというところで、ご参考になるようなご意見等をいただきたいんですけれどもいかがでしょうか。〇〇委員どうぞ。

・委員

この数値と関連して、ちょっと年末のことについてお話ししたいなと思うんですけれども、母親の就労状況、未就学児でフルタイムが28%、⑪日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向ということで、月に1～2回は利用したいが20.6%もいるということで、これが全員共働きだということではないとは思いますが、年末年始は保育園やってないじゃないですか。その中で、おそらく預けたい方ってたくさんいらっしゃると思っていて。今年ちょうど、東久留米市では公立園では29、30日で年末保育される、保育が行われる予定ではあるそうなんです、私立園ではやってるところがとても少なく、困っている方いっぱいいるかもしれないなと今ちょっとこの数字を見て思いました。年末保育、ほかの公立以外の保育園に通われている方も利用できるようにはならないのかなとか、ちょっとお聞きしてみたいなと思っています。お願いします。

・事務局

年末保育ということで、まずは、ここでニーズというものを、5年前もそうでございますけれども、これは国のガイドライン等に沿った形でのニーズ調査をさせていただいております。また、現在市内におきましては、年末保育という形であれば、公立保育園で特別事業として行っている部分はございますし、ほかの保育園でも実施しているところがあるということはお伺いしてございますので、そこはまだ、現時点で年末保育の動向というのはなかなか言及させていただくのは難しいと思っておりますけれども、他市の状況とかも、我々も担当としては聞き及んでいるところもございますので、まずはこのニーズ調査の速報で今回ございますけれども、これらが報告書としてまとまった中で、今後についてはそういったご意見も参考にさせていただければと考えてございます。以上でございます。

・委員

一応情報提供としまして、私の息子は今ひばり保育園に通っているんですけれども、ひばり保育園は毎年29、30日に年末保育をしてくださってございまして、今年30日が日曜日ということで29日だけの実施になったんですけれども、一応最低人数2人というふうに決まっております、ちょっと2人を超えなかったということで、今年はやらないということになりました。

・事務局

状況としましては、確かに利用希望が年を追うごとに少し少なくなっている傾向があるのかなというのは、毎年行っている中では感じている部分もございます。

・会長

先ほど、事務局のほうから5年前の調査の結果の資料が机上配付されたと思います。さらっと見ても、例えばなんですけれども、2,000人の就学前のところは今回は回収率が上がっているというところで、これだけでも関心が高いのかなあということも速報値でも言えるかなあというところ。一方で、学校のほうはポイントが少し下がってますね、ということですね。それから、一番下のほうのですね、母親の育児休暇の取得、父親の育児休暇の取得、これいずれも、特に母親の育児休暇の取得についてはかなりポイントが上がっているというところで、まあいろいろと国の施策も含めていいかなと。で、やはり我々、東久留米市として、成績表っていうのが一番最後のこのところかなあというふうに思っております。現在の速報値で、未就学児が2.7ポイント、小学校2年生が2.5ポイント。5年前の結果としては、2.4ポイントと2.6ポイントというところで、ちょっと厳しい言い方をすれば、子育てに対しては平均点の評価ということで、我々の会議もそうですけれども、この満足度というところを決して軽視することなく、いろいろと今後もご意見を頂戴する中で、いい施策等を提言できればなあというふうに思っているところでございます。

まだ、ご意見、ご発言をされてない…。どうぞ。

・委員

今日はずみません。遅くなりまして申しわけありませんでした。今回のニーズ調査の結果の速報を見て、今会長のほうからもお話がありましたが、前回のニーズ調査に比べてちょっと変わっている部分は、変動している部分はあるなあというのは比べて感じてたんですけれども、ただ、やはりフルタイムの方がパーセンテージでいくと少ない。まあ今回アンケートに答えていただいた方、出していただいた方がそういう方々だったということでしょうけれども、前回のアンケートのときも発言したんですが、やっぱりこれが東久留米全体の意向というふうには断定できないだろうなど。もしも同じようなアンケートを、例えば学童保育の保護者全員にやった場合、あるいは市内の認可保育所の保護者全体にやった場合には、もっとそれぞれのパーセンテージが変わってくると思いますし、やっぱりこれはあくまでもニーズ調査の一部のまずあの…なんて言うんですかね。これが結果というよりも、これを題材としてまずどう考えていきましょうかと。そういうものとして判断していただきたいというのがひとつありまして、もうひとつが前にも発言したと思うんですけれども、僕が勤める中野区では、保育園とか学童で毎年簡単なアンケートをやっているわけです。今の保育園施策で満足してますかとか、要望するものは何ですかとか。この2点、3点だけなんです。そういうものを地道にやっていきながらも、このニーズ調査、こういった部分も4年に1回やるとか、そういうことをやっておくことで、もっとそういう部分が変わってくるんじゃないかと思うので、ちょっとニーズ調査からは離れるかもしれませんが、そういった部分もぜひ検討していただきたいなと思っています。

あともうひとつお聞きしたいのは、今回ニーズ調査をやるに当たって、市のほうでこれをやりますよと周知、例えば前回のときは市報とかホームページとかにお知らせとかはしていなかったんですけど。今回、ちょっとホームページとか市報のほうでこの辺が見当たらなかったの、そういえば4年前ってやってなかったのかなと。そういう部分でも、

子ども・子育て会議で取り組んでますよとか、それを皆さんにお知らせする機会でもあると思うので、ちょっとその辺を確認したいなと思うんですが、どうでしょうか。

・事務局

ニーズ調査につきまして、これは例えば未就学児のニーズ調査でございますれば、そちらについては郵送でご自宅のほうに届くということで、そこについての、ニーズ調査をやりますよといった広報といったものは5年前もやっていなかったと記憶してございますけれども、全体の流れの中で、例えば事業計画のもととなる調査ということを位置づけておりますので、子ども・子育て会議での開催の情報でありますとか、事業計画につきましては、例えば策定の結果でありますとか、そういったところについては市報等でご案内をさせていただき、また、ホームページ等でもご案内させていただいているところでございます。

・委員

さっきもちょっと発言したように、これはあくまでも今回881足す654票のアンケート、違うこれは昔のだ。今回は1,074と649の回答の中での回収になるので、これだけで決めるということではなくて、今後これをもとに次の計画の話をしていって、で、パブリックコメントという形で皆さんに提供する場はもちろんとるんですよね。前回と同じように。

・事務局

子ども・子育て支援事業計画につきましては、前回、この子ども・子育て会議でもご意見いただきながら、素案という形でパブリックコメントをさせていただいたことがございますけれども、そういった形の対応を考えてございます。

・委員

パブリックコメントやるんですよね。やる方向でいくってことですよ。

・事務局

そのように考えてございます。

・会長

はい、ありがとうございます。すみません、私のほうから一点、ちょっと調査会社様のほうとまたお話を調整させてもらいたいと思うんですけれども、先ほどアウトカムのところはクロス集計というご発言があったと思うんですけれども、数値だけで比べると、必ずしもそれが有意かどうかというのわからない、有意差っていうのがあると思うんですが、まあご承知だと思うんですけれども、そのあたりもしよろしければ、ちょっとまたどういう形で出されるのか、改めてちょっと方向性みたいなものをお示しいただきたいなというふうに思うんですけれども。基本的には前回の、5年前のものと同じアウトカムということでもよろしい、よろしいというか、の形でしょうか。

・コンサル

詳細につきましては、ちょっとまだ方針を事務局の方と話し合いをしておりますので、これから話を詰めていくような形になると思うんですけれども、今の時点では5年前の形を踏襲するような予定であります。

・会長

平均値だけで比べるとですね、間違った誘導もあるので、そのあたりもプロの方々と、また事務局と調整しながら、間違った誘導にならないように数値のほうの見極めをやっていただけたらなあというふうに思っております。

ほかには。どうぞ。

・委員

ありがとうございます。3点ほど、お伝えをしておかなければいけないなあと思うことと、お願いをしたいなあと思っていることがございます。

まず1点目が、先ほど会長のほうから、今回就学児童、小学校2年生の調査の数値が下がったというご発言がありました。これについては、私の知っている限り、5年前の調査のときにはかなり教員たちの負担を強いて、「出してください、出してください」という、そういった活動があった。けれども、それでは本来のアンケート調査って、本来そういうものではないわけで、今回の数値がむしろ自然な形であったというふうに私は受け止めています。そういったことについても、もしかしたら今の会長のおっしゃった単純な数値比較ではミスリードが起きる可能性があるっていうところにつながるので、ここは委員の皆様にお伝えをしておくべきではないかなと思いました。

2点目です。先ほど、これはきっと分析の段階で改善していただけるものと思っているんですけれども、数の見込みなどを出していくという発言が調査会社の方からありました。こちらはつまり定量的な比較をしていくという意味の発言かなと思うんですけれども、この会議に、ずっと私参加していて、皆様がむしろ注目しているのは、定量的な比較だけではなくて、定性的な部分というのがすごく、内容ですね、中身とか質とか、そういったところについてのご発言がとても多いと思うんですね。もちろん、単純な数字だけからは見れない部分もあるんだけれども、そういったところについて一定の考察が入れられる面があるのであれば、そこはご検討をいただきたい。ここで回答する必要はないです。難しいと思うので。検討をする必要があるんじゃないかと。ここは先ほど会長がおっしゃった、このあと事務局とアウトカムの部分についてすり合わせをと言ったところに重なるのかなあと思いながら発言をしました。

最後に3点目です。私はこういった未就学児にしても就学児童にしても、かかわっている人に適切に情報が提供されるっていうのがとても重要だと思っています。どうしても、幼稚園、保育園、学童といった未就学児の部分について、情報提供がどうしてもかかわりが深いので、私達もそちらに目がいくんだけれども、今回小学校2年生も対象になってるわけですね。だとすれば、小学校や学校教育に対しても、きちんと保護者はこういった傾向を持っているんだよっていう情報提供が、速やかに行われるっていうことはひとつ必要なんじゃないかと思っています。今、学校教育の中では、保護者の方に対して、あなた

は働いていますか、フルタイムですかといった調査は行えません。だとすれば、こういった調査結果っていうのは、ひとつ学校にとってもとても大きい指標のひとつになる、情報提供のひとつになるというふうに考えています。ですので、学校に対しても、速やかな情報提供についてご検討いただければありがたいです。そういったことをお願いしたいと思って発言しました。以上、3点です。

・会長

ありがとうございます。3点目のところの情報提供に関しましては、アンケートをお願いしたわけですから、これは倫理的にもフィードバックするというのは必然的なことかなあというふうに思いますので、当会議といたしましても、できればそういったことの手続きを前向きに検討していただいて、しかるべきフィードバックがあればいいなあというふうに思っております。

それから、何度も大変厳しいご指摘をして大変恐縮ではございましたけれども、1カ月も経たない間に一次データをこれだけ早いタイミングでまとめ上げていただいたという、コンサルの皆様には本当に心より感謝しておりますし、ぜひとも思いはひとつ、同じだと思しますので、最終的な速報の部分、結果に関しましては、データの集計等の方法論も含めて、改めて事務局の方々とご検討いただければなあというふうに思っております。

この次第について、ほかに何か追加でご意見、またご感想でも結構です。いかがですか。まだご発言されてない3名の委員さん、いかがですか。

・委員

すみません。2点ありまして、1点は意外だった点なんですけれども、病児・病後児のための保育施設等の利用意向ということで、お子さんが病気になって、そのときに誰かが、まあお父さんかお母さんが休んで看ました。その方たちが今後その病児・病後児のための保育施設等利用したいかっていうところで、「利用したいと思わない」という方が割合がすごく多い。なので、自分たちが休んで対応すればいいっていうふうに皆さん思っちゃる方が多いんだなっていうふうなことを感じました。これがちょっと意外だった点です。

あとそれから、一番最後のさつき会長もおっしゃったところなんですけれども、市における子育て支援の満足度というところで、あまり前回のときと今回のときとそれほど大きな差はないんですけれども、前回のときの満足していない方たちは、じゃあ市に対してどんな子育て支援の内容を望んでいるのかなっていうことをちょっと感じましたので、それがもし前回の部分で何か要望等がこのときに出てきているのであれば、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

・会長

ありがとうございます。前回のときというのは5年前の調査でっていうことですよ。今、この集計結果はご準備されてもそこまではたぶんないと思いますので、もしよろしければ次のときにご準備を検討ということでよろしいですかね。

・事務局

ご意見、ありがとうございます。5年前の調査、今回の調査もそうでございますけれども、この市における子育て支援に対する満足度というところにつきましては、1から5、そういった形で丸をつけていただくというところで、そこに具体的な内容というのはございませんけれども、その次に「自由意見」ということで、例えば東久留米の市の教育・保育施設の環境の充実など、子育て環境、また子育て支援に関してご自由に、自由記載というのをいただいておりますので、それがニーズ調査票のほうにも載っておりますし、この子ども・子育て会議でも全件のご意見を資料としてお出しさせていただいたことがございます。基本的には、5年前のニーズ調査を行ったものをベースに、国から改正点があったものなどを追加して、今回調査票をご配付させていただいています。それは経年変化等も見れるという利点もあるということで、この子ども・子育て会議でご意見をいただきながら行った調査でございます。また、これを踏まえて、事業計画というものを策定していくに当たりましては、これもやはり国の考え方等がございまして、まずは「量の見込み」、それから「確保方策」、こういったものを幼児期の教育・保育の施設、また、地域子育て支援事業の13事業ということで、それを算出していくという基本がございます。このニーズに対応する提供体制を確保していくんだという、そういう計画を各自治体が作っていくということでございます。また、それ以外に、内容としましては前回の事業計画にもございます、その他の事項としてさまざまな内容を、これも国の策定指針に沿った部分ではございますけれども、東久留米市としての子育ての項目について記載をさせていただき、これまでの子ども・子育て支援事業計画の概要となっております。以上でございます。

・会長

ありがとうございます。これ、5年前の結果だと思っておりますけれども、基本的には一次データをグラフにきれいにしてお出ししている形かと思うんですが、ちょっとハードルを上げるかもしれないんですけど、やはり何か考察的なものが入ると少しよろしいのかなあというふうに思っております。あと、個人的な意見ですけど、17番、1から5だけであるとバラツキが出ないんじゃないかと思って、せめて1から10くらいまで幅を広げないと前の結果と今回の結果みたいところで点数のバラツキが出ないのかなあというふうに思っておりますので、ちょっとそのあたりもご検討のひとつとしていただければなというふうに思います。貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、時間もありますので、次の議題に移りたいと思います。

5 その他

・会長

それでは、次に次第5「その他」といたしまして、報告等事務局からお願いいたします。

・事務局

それでは、ご説明させていただきます。

お手元に、資料4をご用意ください。資料4は「東久留米市子ども・子育て支援事業計

画《平成29年度進捗状況 点検・評価結果》」と題した資料です。

こちらの、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価に当たりましては、今年度、平成30年度の第1回の会議から前回開催の会議、第3回会議まで、皆様から多くのご意見などをいただきましたところでございます。いただきました皆様のご意見などを反映しまして、表現の工夫をしながら最終的な調整作業を進めまして、市のホームページで10月17日に公表をいたしました。皆様のご協力もございまして、概ね予定どおりに公表まで進むことができました。改めて、委員の皆様にご挨拶申し上げます。ありがとうございました。点検・評価につきましては現行の事業計画に沿いまして、来年度以降も継続して点検・評価を実施していく予定です。来年度に行う予定の平成30年度事業、今年度実施している事業に関しての点検・評価についても、基本的には今年度と同様の流れをベースに進めていければと考えております。こちらにつきましても、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。資料4について、事務局からご説明がございました。こちらのほうはこれまでずっと検討課題としてまとめてきていただいたものですが、何かご意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

・委員

ここの中の、学童保育の部分に関するところなんですけど、今、市のほうの学校適正化計画のほうで、2020年の3月で下里小学校が閉校になるという案が出てます。その部分に関して、例えば今後子ども・子育て支援事業計画の部分で、そういったところでも、閉校になることで学童がひとつなくなるということになるわけですよね、案としては。私どもとしては、残していただきたいとかそういう部分はありますけれども、そういったところの情報提供とか、この部分を今後子ども・子育て会議のところではどのように考えていらっしゃるのか。また、十小と下里小が統合するという計画だったと思うんですけども、それに当たって、十小の柳窪学童の定員というのはそのまま変わらずにいくものなのか、その辺の市側としての見通しをまずお聞きしたいなど。今後のこの計画の部分のところ。それをちょっとまずお聞きしたいんですけども。

・事務局

本市の学校適正化の案ということで示されている件だと思うのですが、そこにつきましては確定していませんが、この次期計画の学童保育の量を、今回の計画が31年度までですけども、32年度に向かって見合った形で検討していくという、学童の関係で申し上げれば、そういうふうを考えていくものだと考えています。

・委員

僕の息子が第八小学校だったんですね。で、当時八小の学童に通ってまして、その閉校の際に、第八小学校の学区は一小と三小と五小に分かれました。で、その際にも、やっぱり学校が分かれてくっつくということはそれだけ登下校の道が遠くなるってことで

す。そういう部分でも、その当時の統合準備会とかそちらのほうの話し合いでは、学校の保護者、PTAの代表だけじゃなくて、学童のほうの意見とかもいろいろと聞いていきながらやってきた部分があったんです。それで、事前情報の提供とかもありました。で、今事務局のお話にあったように、今の段階ではまだはっきり決まっているわけではなくて、あくまでも案ということなんでしょうけれども、やはりそういった部分は決定してからやるということではなく、僕はなるだけ残していただきたいなと思ってはいますが、やっぱり現に下里小学校の保護者の方々なんかはいろんな部分で不安を感じていたりだとか、そういう部分があると思うので、しっかりそういう部分を不安のないように取り組んでいただきたいなと思ってますし、もしその案が決定された場合は、しっかりと、ただ単にここの中で数をふやすとかそういうことではなくて、丁寧に子どもたちも保護者も不安がないように取り組んでいただきたいなと、まずひとつあります。

・委員

今のお話を伺って、私の立場で発言をするべきだろうと思ったので、マイクをとらせていただきましたけれども、今事務局がおっしゃったとおりだというふうには思いますけれども、こちらからも、教育委員会側からも、必要に応じて適切に情報提供すべきであるという認識を私自身も持ち帰ろうと思ってはいますが、現在まだ統合準備委員会は発足していないわけですが、その部分についても、部全体とですね、適切に情報共有をしていくということについては委員の一人として持ち帰ることを約束をさせていただきたいと思えます。

・会長

貴重な意見をありがとうございました。ほかには。もう一点、はい、どうぞ。

・委員

ちょっとというか、ずいぶん外れてしまうかもしれないんですが、情報提供の部分のところで、学童保育の基準、職員の配置基準に関して、なかにはニュースとか新聞でご覧になってる方もいらっしゃると思うんですが、従うべき基準を参酌化するという方向で今厚生労働省が動いてます。それはもう各自治体でお任せすると。本来指導員を2人で有資格者でやってた部分を1人でも良いとか、無資格でも自治体で任せられるということになっているんですが、例えば学童保育の受け入れは変わらなくても、指導員の数が変わったりすると、保育の質に大きく影響があると思うんですね。で、そういった部分で、今年、私たちの連合会の役員と課長とその当時話したときは、まあ今のところ市としては変えていくことは考えてないということだったんですけども、現在これだけ国のほうの、厚生労働省の方向性だとか、報道でもこれだけ騒がれてる中で、現在東久留米市としてはそういった報道とか、情報も入ってると思うんですね、学童担当課のほうには。そういう部分では、どのようにお考えなのかなと、来年度にもこれが反映される形でののか、ちょっとその辺の取り組み方とか考えをお聞きしたいんですが。

・事務局

今、おっしゃられているのは新聞報道で、もともとは従うべき基準といったところの中で、本市の場合かなり厳しくやっているところではありますけども、市のほうの裁量というか、そういった動きがあるといった報道がされているところです。ただ、実際に市町村のほうに正式な通知は、確定はしていないので、それがくるのはまだ先のことになるかと思えます。そういう状況ですから、どういった動き、考え方とかそういうところでは伝え聞くところではありますけど、正式な考えを含めて、通知がきてからきちんと整理をしていくという考え方で今のところいます。

・委員

わかりました。やはり、この事業計画というのが、必要とする人数に対してこれだけ確保したから大丈夫ですよということではなくて、そこでしっかりと例えば学童に関しては指導員の先生が確保されているのか、体制が維持できているのか。保育園に関しても同じだと思うんです。保育園も今、本当に保育士が不足していて、募集してもなかなかこない。そういう中で、1人、2人欠員している中でもなんとか保育をしているという状況を考えたら、とても大変な状況だと思うんです。そういった部分で、国のそういった動向に関して、例えば東久留米市でこういうふうにするということになりましたと、後出しジャンケンで伝えられるのではなくて、そういった従うべき基準の部分に関して、きちんと情報提供と、僕はこの子ども・子育て会議で、もしやるのであればですよ、反対ですけども、やるのであればこの子ども・子育て会議の場で委員の皆様の意見とかそういうものを踏まえてやっていただきたいと思えますので、よろしく願います。

・会長

はい、ありがとうございました。事務局のほうから、例えば今回もそうですけれども、5年前の情報を手元資料ですでに用意されていたり、またこういったものもご意見があるだろうということで、すぐお出しする準備をされていたりということで、この会議に対する厳しい意見もたくさん委員のほうから、私も含めてですけどもある中で、非常に準備のほうにお時間を費やしていただいて、検討していただいているかというふうに思います。それを踏まえた上でも、今いろいろと、今日も委員のほうからありましたように、今後起こり得ることにつきましては、できるだけ前もってお考え等を整理されて、ご準備していただきたいということが委員の総意ではないかなあというふうに思いますので、引き続きよろしく願います。

それでは、次回の日程等を確認したいと思いますので、事務局、よろしく願います。

・委員

すみません、その前によろしいでしょうか。前回の会議の際に、要望書を連合会から、しんかわ保育園から、そして保間協からという形で出させていただきました。前回の会議のあとに、子どもたちのことを思う保護者たちの気持ちを、少し残ってくださって聞いてくださったことを大変ありがたく思っています。ありがとうございました。

で、その要望書の件なんですけれども、一応回答を求めていました。回答できない旨の回答もこないということで、その回答の件はどうなっているのかなというところが1点、あともう1点ですが、そのしんかわ保育園が31年度から0歳児の募集をしなくなるっていうところに当たりまして、説明会を開かれています。その説明会の内容も、少し情報提供としてお話しいただければなというふうに考えます。よろしくをお願いします。

・事務局

まず2点目の、個別の話になってくる部分もございますけれども、しんかわ保育園の説明会につきましては、11月の13日と20日の2日間、しんかわ保育園のほうで行わせていただきました。これは保護者の方に、保育園と調整しながら、保護者の方にご案内をさせていただいたところでございます。さまざまなご意見等をいただきましたけれども、しんかわ保育園の父母会という組織もございますので、そういったところの文書でのやりとり等もさせていただいてございます。

・委員

今回のその説明会の中で、いろいろ転園や下の子を入れるに当たって点数を加算するっていう話が出ていたと思いますし、実際に貼り出しも行われていたというふうに聞いたので、ちょっとそこら辺の説明もしていただけると、委員の皆さんにも周知できて、今のこのしんかわ保育園の流れっていうのがわかるんじゃないかなと思いますので、ぜひ説明をしていただけたらというふうに思います。

・事務局

入園申請につきましては、11月24日から12月4日まで市役所庁舎において行わせていただいたところでございます。それに先立ちまして、幼稚園や認定こども園、認可保育所等の入園のしおりの平成31年度版というのは11月の1日から公表し、配布をさせていただいているところでございます。その中で、保育園の入園に関しましては、実施におきまして、入園の申請をされました方について、それぞれ点数といったものを計算して、点数の高い順に希望に沿った形での入園が行われるというのがございますけれども、そこにおきまして、しんかわ保育園にかかわる部分の変更点としましては、例えばしんかわ保育園に兄弟姉妹が在園している場合に、第一希望とする施設の利用調整の場合については、ほかの第一希望の保育施設に兄弟姉妹が在園している場合と同様に、4点の加点を行うということがございます。また、実施計画におきまして、しんかわ保育園の在園児の保護者が転園を希望する際には、配慮を行いますということを計画に載せている中で、保育の調整指数といたしましては、10点から50点といったところの加点をするということにつきましても、保護者説明会のほうではご説明をさせていただきました。また、11月24日から12月4日の申請期間におきましても、その申請窓口におきまして、その旨の掲示をさせていただいたところでございます。

それから、先ほど1点目にいただきました、前回のこの会議でいただいたご要望といったところにつきましては、この子ども・子育て会議におけるそれぞれの役割といったものがございます。また、こういったご要望については、市のほうで議題等を考えているとい

ったところがございますので、市のほうにご要望をいただきたいということは、これは前回もそうでございますし、何年か前の同様のご要望の際にもそのようにお答えをさせていただきましたので、これに関しまして、直接的にご回答をする、しないといったことについては、前回の会議にもお話しさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

・会長

すみません。大変恐縮ではございますが、本日の、このお話も大変重要な話とは承知をしておるんですけども、本日の次第といたしましては全て一応終わりましたので、今日の会議としては一度閉会にさせていただきたいというふうにまず思います。これに関しましてはご了承いただきたいというふうに思います。で、先ほどの回答の件、それからしんかわ保育園廃止等の、ある意味、少し個別案件にかかわるところに関しては、あくまでも市のほうと話をさせていただくというベースは、前回のときにもお話しさせていただいたとおりだと思いますので、まずは本日の次第等につきましては、これでまず閉めさせていただきたいというふうに思います。ただ、日程等の関係がございますので、その点だけ事務局のほうから一言、お願いいたします。

・事務局

日程に先立ちまして、一点もともと予定していたご説明がひとつ、事務局からございますので、その後に日程等のご案内をさせていただきたいと思います。

・事務局

すみません。事務局の〇〇でございます。以前こちらでご答申をいただきました、北部地域の子育て支援機能のソフト面につきまして、少しお話しさせていただきたいことがございまして、このたびお時間を頂戴いたしました。

北部地域の子育て支援機能のソフト面につきまして、担当課におきまして振り返りのほうを行いましたので、対応についてお話しさせていただきたいと思うところがございます。北部地域の子育て支援機能のソフト面ということですね、移動児童館事業、なかよし広場事業、児童の居場所づくり事業という各事業を行っているところでございます。今回、振り返りということで、こういった事業の事業実績に基づきまして分析を行いまして、それを踏まえまして、事業内容、事業場所及び対象者の見直しを行いまして、集約化・重点化をすることで、効率的かつ効果的な事業の実施を進めるという方向性を、このたび整理させていただきたいことがございます。内容といたしましては、参加人数の少ない事業の見直しを行うことですか、小山小なかよし広場と本村小なかよし広場の事業の定着化を目指しまして周知に努めること。また、児童の居場所づくり事業におきまして、参加人数の少ない中高生世代を対象とした事業を、乳幼児、小学生を対象とした事業にシフトしていくことを検討していくことなどがあるところでございます。このような形で集約化・重点化を行いますことで、効率的かつ効果的な事業の実施を進めていくという方向性のもと、具体的な事業の内容につきまして、今後検討していく予定でございますことをお伝えしたいと思ひまして、ただいまお話しさせていただいたところでございます。以上でございます。

・事務局

続きまして、次回の日程調整、日程等に関してでございます。次回の開催は、1月下旬から2月上旬に開催できればと考えてございます。内容としましては、ニーズ調査の関連もございまして、幼児教育無償化につきましても進捗等がある可能性が非常に高いということと、特定教育・保育施設の利用定員の設定についてなどもさせていただくといったことを予定をしております。詳細については、追って速やかにご連絡をさせていただきたいと考えてございます。

・会長

ありがとうございます。次回日程等につきましては、会長、副会長にご一任いただきまして、事務局と調整させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

5 閉会

・会長

それでは、本日予定をしておりました内容は全て終了いたしました。寒さがこれから厳しくなりますので、どうぞ、委員の皆様におかれましてもお体ご自愛くださいますよう、よろしく願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。

以 上